

# 第 1 回木曽川水系流域委員会 議事要旨

日 時：平成 19 年 3 月 13 日（火）13:30～16:30

場 所：名古屋逓信会館 4F ユニオンホール

## 1．開会

## 2．挨拶（中部地方整備局河川部長）

## 3．委員長挨拶

## 4．議事

### (1)「木曽川水系流域委員会」の進め方

木曽川水系流域委員会規約（案）について、以下が確認されました。

- ・ 第 2 条：「河川に関し学識経験を有する者の意見」を「学識経験を有する者の河川に関する意見」に修正する。
- ・ 第 3 条の 2：再任の際の再任日、期間を明文化する。
- ・ 第 3 条の 3：臨時招聘委員の任期、期間を明文化する。
- ・ 第 4 条：議事録は、委員名を付記した速記録とする。
- ・ 第 8 条：「委員会が」あるいは「委員長が」を加える。

木曽川水系流域委員会の運営について（案）に対して、以下の意見を頂き、確認されました。

- ・ 委員や一般傍聴者からの意見が、整備計画にどのように反映したかを、わかりやすく整理すべき。

### (2)木曽川水系の現状と課題（治水）

主に次のような意見を頂きました。

- ・ 地方の自主性を踏まえた地域計画、国土形成計画との連携が必要。
- ・ 30 年後の社会像を見越して、河川整備の選択と集中の議論を行うべき。
- ・ 地域計画との連携、及び 30 年後の社会像について議論する会を設けるべき。
- ・ 整備目標が達成されるまでは、ソフト的な危機管理対策が重要であるため、整備計画にも書き込むべき。
- ・ 地球温暖化による海水面変化等は、気候変動に含めて、整備計画に記載すべきが議論が必要。
- ・ 「安全度」については、流量、堤防形状、断面形状等の諸状況をまとめ、分かりやすい表現が必要。
- ・ 内水対策としては、流出抑制を目的とした土地誘導利用もあり得る。

- ・ 目標とすべきは、災害を防ぐこと、すなわち人命を守ることであり、洪水を防ぐこととは分けて議論すべき。
- ・ 目標とする災害軽減とは、浸水面積なのか人口なのか被害額なのかを明確にすべき。
- ・ 河川整備計画期間の 30 年では整備方針規模の出水を防げないことから、整備計画でどのレベルまでハードを整備するか、さらに、そのレベルを前提としたときの氾濫にどう備えるかを議論すべき。
- ・ 危機管理対策としては、ハザードマップを中心とする情報提供を強化すべき。
- ・ 流域委員会では、委員は河川の管理区分等によらず広く議論をすべき。
- ・ 土地利用など河川管理者が関与できない部分への意見は、それが変化した場合に、河川整備計画にどのような影響があるかを整理すべき。
- ・ 地震対策、ゼロメール地帯の整備のあり方は、庄内川流域委員会での議論を参考にすべき。
- ・ 流域委員会の意見、ふれあい懇談会の意見などを地図に落とし、学識者、行政、住民が情報共有できるような整理手法を検討すべき。

(順不同)

### (3)今後の予定

事務局より、現地視察会及び第 2 回流域委員会の開催予定について説明を行いました。

## 5 . 閉会